

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年川崎市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項中「（同地区のうち、A及びBの区分に係る区域に限る。）」を削り、同項第14号中「0.6メートル以下」の次に「、奥行き0.6メートル以下」を加え、同号ただし書を削り、同号を同項第24号とし、同項中第13号を第23号とし、同項第12号ただし書を次のように改める。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 入居者の募集のために表示し、又は設置する場合

イ 表示期間が6月以内である場合

別表第3第1項中第12号を第22号とし、同項第11号ただし書を次のように改める。

ただし、縦の長さ3メートル以下である場合は、この限りでない。

別表第3第1項中第11号を第21号とし、同項第10号中「とし、その数は1箇所」削り、同号を同項第20号とし、同項中第9号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

（19）B及びCの区分に係る区域においては、各階の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における窓、扉等のガラス部分を利用する広告物であって、同一壁面を利用する全ての窓、扉等のガラス部分を利用する広告物の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の表示面積に算入しない。）の合計は、当該壁面の各階ごとに、窓、扉等のガラス部分の面積の合計の10分の1から、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものの面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の面積に算入しない。）の合計を減じて得た値以下とすること。ただし、次の

いずれかに該当する窓、扉等のガラス部分を利用する広告物は、この限りでない。

ア 表示期間が3月以内であるもの

イ 1壁面における建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物であつて、同一壁面を利用する全ての窓、扉等のガラス部分を利用する広告物の面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の表示面積に算入しない。）の合計が、当該壁面の面積の100分の3から、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものの面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の面積に算入しない。）の合計を減じて得た値以下であるもの

別表第3第1項中第8号を第17号とし、第7号を第16号とし、第6号を第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

(14) B及びCの区分に係る区域においては、建築物の壁面に設置された枠で囲まれた広告幕を設置しないこと。

(15) 袖看板は、地上階又はデッキ部分に接する階を超えて設置しないこと。

別表第3第1項中第5号を第12号とし、同項第4号中「建築物」を「Aの区分に係る区域においては、建築物」に改め、「壁面」の次に「（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。次号、第10号及び第11号において同じ。）」を加え、同号を同項第7号とし、同号の次に次の4号を加える。

(8) B及びCの区分に係る区域においては、地上から壁面看板の上端までの高さは、15メートル以下とすること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する壁面看板は、この限りではない。

ア 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離15メートル以内の部分を利用する場合の1壁面における壁面看板（自己の名称、店名又はこれらを含む商標を切り文字で表示したものに限る。以下このアにおいて同じ。

）であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板の表示面積の2分の1の合計が、当該部分の面積の20分の3以下であるもの

イ 地上から15メートルを超え45メートル以下の建築物の壁面の部分を利用する場合の1壁面における壁面看板（自己の名称、店名又はこれらを含む商標を表示したものに限る。以下このイにおいて同じ。）であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しない。）の合計が、当該部分の面積の20分の1以下であるもの

（9） B及びCの区分に係る区域においては、建築物の壁面を利用する場合の地上から広告幕の上端までの高さは、15メートル以下とすること。

（10） B及びCの区分に係る区域においては、地上から15メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、当該部分の面積の20分の1以下とすること。

（11） B及びCの区分に係る区域においては、壁面看板は、縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下とすること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。

ア 表示期間が3月以内であるもの

イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字で表示するもの

ウ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離15メートル以内の部分において、縦の長さ5メートル以下の切り文字で表示するもの

別表第3第1項中第3号を第6号とし、第2号を削り、同項第1号中「（電柱その他の柱類を利用するもので、道路敷地内に表示し、又は設置するものを

除く。)」を削り、同号を第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

(1) B及びCの区分に係る区域においては、門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板(建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。)、広告幕(建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。第14号を除き、以下この項において同じ。)、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、立看板等、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板の表示内容は、自家広告物であること。

(2) 点滅する装置を使用しないこと。

(3) B及びCの区分に係る区域においては、ネオン管灯設備(ネオン管灯が露出しているものに限る。)を使用しないこと。ただし、切り文字で表示する場合は、この限りでない。

(4) B及びCの区分に係る区域においては、門、塀、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板、広告幕、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、立看板等、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び広告塔又は広告板に使用する色の数は、3色(マンセル値による色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とすること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合については、色の数に含めない。

ア 広告物の文字で表示する部分に使用されている色彩が当該文字で表示する部分の面積の20分の3以下であり、かつ、広告物の文字で表示する部分を除いた部分に使用されている色彩が当該文字で表示する部分を除いた部分の面積の20分の3以下である場合

イ 自己の名称又は店名に係る商標に使用する場合

ウ 写真その他これに類するものに使用する場合

別表第3第1項に次の2号を加える。

(25) B及びCの区分に係る区域においては、映像装置又はこれに類するものを使用する広告物は、次によるものとする。

ア 広告物の規模を15平方メートル以内とすること。

イ 地上から広告物の上端までの高さを20メートル以下とすること。ただし、音声と映像を連動させた映像装置又はこれに類するものを使用する場合にあっては、地上階又はデッキ部分に接する階を超えて設置しないものとする。

ウ 1の建築物当たり1箇所とすること。

(26) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合又は川崎駅西口大宮町景観計画特定地区外の建築物等に広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する場合については、前各号の規定は、適用しない。

ア 道標若しくは案内図板の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合

イ 容易に取り外すことができる状態で設置する場合であって、表示面積が1平方メートル以内のとき

ウ 道路及び川崎駅前広場占用条例第3条に規定する川崎駅前西口広場から展望できない部分に表示し、又は設置する場合

エ その他市長が認める場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則別表第3第1項の規定は、この規則の施行の日以後の申請（川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）第3条第1号及び

第3号に掲げる行為に係るものに限る。)に係る広告物又は掲出物件について適用し、同日前の申請に係る広告物又は掲出物件及び同日以後の申請(同条第2号に掲げる行為に係るものに限る。)に係る広告物又は掲出物件については、なお従前の例による。